

鈴鹿市陸上競技協会細則

第1章 専門委員会

- 第1条 本協会に専門委員会を設け、総務、強化、競技、技術において協会事務を分担する。
- 第2条 各専門委員会には、必要な部を設け仕事を分担する。
- 総務委員会
強化委員会＝強化部・普及部
競技委員会＝競技部・審判部・記録部・情報部
技術委員会
- 第3条 各委員は委員長1名、部長若干名、委員若干名をもって組織する。
- 第4条 委員長は委員会を統轄しその業務遂行について責任を負う。
部長は、担当する業務を遂行する。また、委員長を補佐し、必要があるときは委員長の業務を代理する。
委員は、委員会の業務を分担処理する。
- 第5条 総務委員会は次の各項に関する業務を処理する。
- 1 役員会の準備及びその議事録の調整
 - 2 登録登記に関する事項
 - 3 金銭の出納に関する事項
 - 4 予算の立案並びに決算に関する事項
 - 5 競技規則の研究に関する事項
 - 6 その他、他委員会に属さない一切の事項
 - 7 大会要項の市広報紙への掲載等に関する事項（市内駅伝 等）
 - 8 大会後援の新聞社・マスコミ等への連絡に関する事項
 - 9 協会広報だよりの発行に関する事項
- 第6条 強化委員会は次の各項に関する業務を分担する。
- (1) 強化部
 - 1 陸上競技の技術、競技力の向上に関する事項
 - 2 合同練習会、強化練習会の計画立案に関する事項
 - 3 大会参加選手選考に関わる事項（市町駅伝等）
 - (2) 普及部
 - 1 小学校大会全般に関する事項
 - 2 小学生への普及に関する事項
 - 3 小学校県大会への申込みに関する事項
- 第7条 競技委員会は次の各項に関する業務を分担する。
- (1) 競技部
 - 1 競技会の計画立案に関する事項
 - 2 競技会の運営に関する事項（競技施設の申請・会議依頼文発送に関する業務）
 - 3 その他競技会に関する事項
 - (2) 審判部
 - 1 競技会の審判に関する事項
 - 2 審判依頼事務に関する事項
 - (3) 記録部
 - 1 市関係の陸上競技記録の調査整理に関する事項
 - 2 記録公認申請に関する事項
 - 3 鈴鹿市陸上競技記録の作成
 - (4) 情報部
 - 1 陸上競技システムの管理・運営に関する事項
 - 2 ホームページの管理・運営に関する事項

第8条 技術委員会は次の各項に関する業務を分担する。

- 1 市営競技場のグラウンド管理、備品管理に関する事項
- 2 競技会の準備に関する事項

第2章 表彰に関する規定

第9条（功労賞）本協会のため永年役員としてその推進力となり、功労の多かった者に対して功労賞及び記念品を贈呈してこれを表彰する。受賞者の選定は理事会の決議による。功労賞は一度授与したならば再び同一のものを授与しない。

第10条（勲功賞）本協会管下の競技者にて、多年にわたり活躍した競技者に対して勲功賞を授与する。受賞者の選定は理事会の決議による。勲功賞は一度授与したならば再び同一のものを授与しない。

第11条（名誉賞）本協会管下の競技者並びに団体で本協会で開催する競技会に多年にわたり出場し、模範的な競技者並びに団体に対して名誉賞を授与する。受賞者の選定は理事会の決議による。名誉賞は授与したならば再び同一のものを授与しない。

第12条（感謝状）本協会発展のため功労の多かった者及び団体に対して感謝状を贈呈する。受賞者の選定は理事会の決議による。感謝状は該当者のある毎に贈呈し重複を妨げない。

第13条（激励費）本協会管下の競技者が次の大会に出場するにあたり激励費を給する。

1. 大会は次のとおりとする。

（小学校）・全国小学生陸上競技交流大会

・全国小学生クロスカントリー大会

（中学校）・全日本中学校陸上競技選手権大会

・ジュニアオリンピック陸上競技大会

・全日本中学校駅伝競走大会

・全国室内陸上競技大会

・都道府県対抗駅伝

・国民体育大会

（高校）・全日本高等学校陸上競技選手権大会

・全国高等学校駅伝競走大会

・日本ジュニア陸上競技選手権大会

・日本ユース陸上競技選手権大会

・全国室内陸上競技大会

・都道府県対抗駅伝

・国民体育大会

・全国選抜大会

（一般）・日本陸連から日本代表として派遣される大会

2. 激励費の内訳は次のとおりとする。

①個人出場は一人1大会につき5,000円とする。

②団体出場（駅伝・リレー等）はエントリー人数×5,000円とする。

3. 給するにあたり、当該学校は出場を証明する物を添えて強化委員長へ請求する。

4. その他の場合は、理事会の承認を経て決定する。

第14条（特別表彰）本協会管下の競技者で日本代表として派遣された選手、小中高においては第13条の規定大会で入賞した選手、全国高専大会で優勝した選手に特別表彰を行う。

付則

この細則は平成12年4月1日より施行する。

この細則は平成20年4月1日より改訂施行する。

この細則は平成21年4月1日より改訂施行する。

この細則は平成23年4月1日より改訂施行する。

この細則は平成24年4月1日より改訂施行する。

この細則は平成25年4月1日より改訂施行する。

この細則は平成26年4月1日より改訂施行する。

この細則は平成29年4月1日より改訂施行する。